

(案)

資料 1 - 2

区域計画の変更の認定申請書

令和 4 年 2 月 28 日

内閣総理大臣 殿

関西圏国家戦略特別区域会議

令和 3 年 11 月 4 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域工場等新增設促進事業」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

別紙

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画

令和4年2月28日
関西圏国家戦略特別区域会議

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(23) 名称：国家戦略特別区域工場等新增設促進事業

内容：工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第20条の2に規定する国家戦略特別区域工場等新增設促進事業)

以下に掲げる市町村が、工場又は事業場の新增設の促進により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

① 堺市

実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙10

【令和4年度より実施】

② 泉大津市

実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙11

【令和4年度より実施】

① 堺市

本市では、昭和 49 年 6 月 28 日以前に設置されている既存工場等の約 7 割が現在適用されている緑地面積率・環境施設面積率を満たしておらず、これらの既存工場等は、本市の全特定工場のうち約 4 割に達する。これら特例既存工場（※）には余剰地が少なく、現在適用されている緑地面積率・環境施設面積率では生産施設の新增設が困難であるが、産業の競争力強化や地域経済の活性化等のためには、生産施設の新增設を促進する必要がある。国家戦略特区制度の趣旨を踏まえ、産業の国際競争力の強化のため生産施設の新增設の促進を目的とし、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

※「特例既存工場」とは、昭和 49 年 6 月 28 日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（同日に設置されている工場又は設置のための工事が行われている工場であって、同日後に新たに特定工場に該当することとなったものを含む。）のうち、工場立地法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に定める緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を満たさないものをいう。

ア) 事業実施区域

市内全域（特例既存工場に限る）（別紙 10-1 の区域）

イ) 既存準則に代えて適用しようとする準則の内容

本事業は、老朽化が進む特例既存工場の建替え等を促進するため、特例既存工場を対象として、今後の建替え等の際に増やすべき緑地を緩和又は不要とする。

緑地面積率については、工業の用に供することが想定されている工業専用地域、工業地域及び準工業地域に属する特例既存工場に関しては、現行の工場立地法で認められている緑地面積率の下限に留める。

その他の区域に属する特例既存工場の緑地面積率については、現行の工場立地法で認められている緑地面積率の下限を下回るが、「堺市緑の保全と創出に関する条例」に基づき工場立地法規制対象外の事業所に課される最大の緑化義務と同率に設定し、周辺環境との調和に配慮する。

環境施設面積率については、以下のウに記載のとおり、「堺市緑の工場ガイドライン」に基づき緑地等の有効配置を通じて景観や眺望等を含めた周辺環境との調和に配慮を求めているため、事業実施区域のいずれの区域においても緑地面積率と同等とする。

以上の点から、緑地面積率、環境施設面積率を以下のとおりとする。

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の工業専用地域・工業地域に属する特例既存工場	100分の5以上	100分の5以上
都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域に属する特例既存工場	100分の10以上	100分の10以上
その他の区域に属する特例既存工場	100分の15以上	100分の15以上

ウ) 実施に際し配慮すべき生活環境との調和に関する事項

本市では、平成18年の「堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」施行と同時に、「緑地等の有効配置」、「地域社会への貢献」、「環境への貢献」の3つの視点から、本条例に基づき、より質の高い緑地形成の方針を示す「堺市緑の工場ガイドライン」を策定しており、本ガイドラインに基づく下記の方針を踏まえた取組を企業に働きかけることで、緑地面積率緩和による緑地機能の低下を防ぐ等、周辺環境との調和に配慮することを求めている。

○「緑地等の有効配置」

- ・緑地を工場敷地周囲へ配置することで、災害時の被害の広がりを防止し、建物等がもたらす心理的圧迫感を低減する
- ・低・中・高木を適切に配置し、緑視率や緑積を大きくすることで緑のボリュームを確保し、物理的・心理的緩衝効果を高める
- ・建物や工作物等との調和や就業環境の向上に配慮した緑地の整備を行い、工場内にゆとりとうるおいを形成する
- ・緑地が荒廃しないよう、長期的な視野に立った継続的な維持管理計画を策定し、実行可能な体制づくりに努める

○「地域社会への貢献」

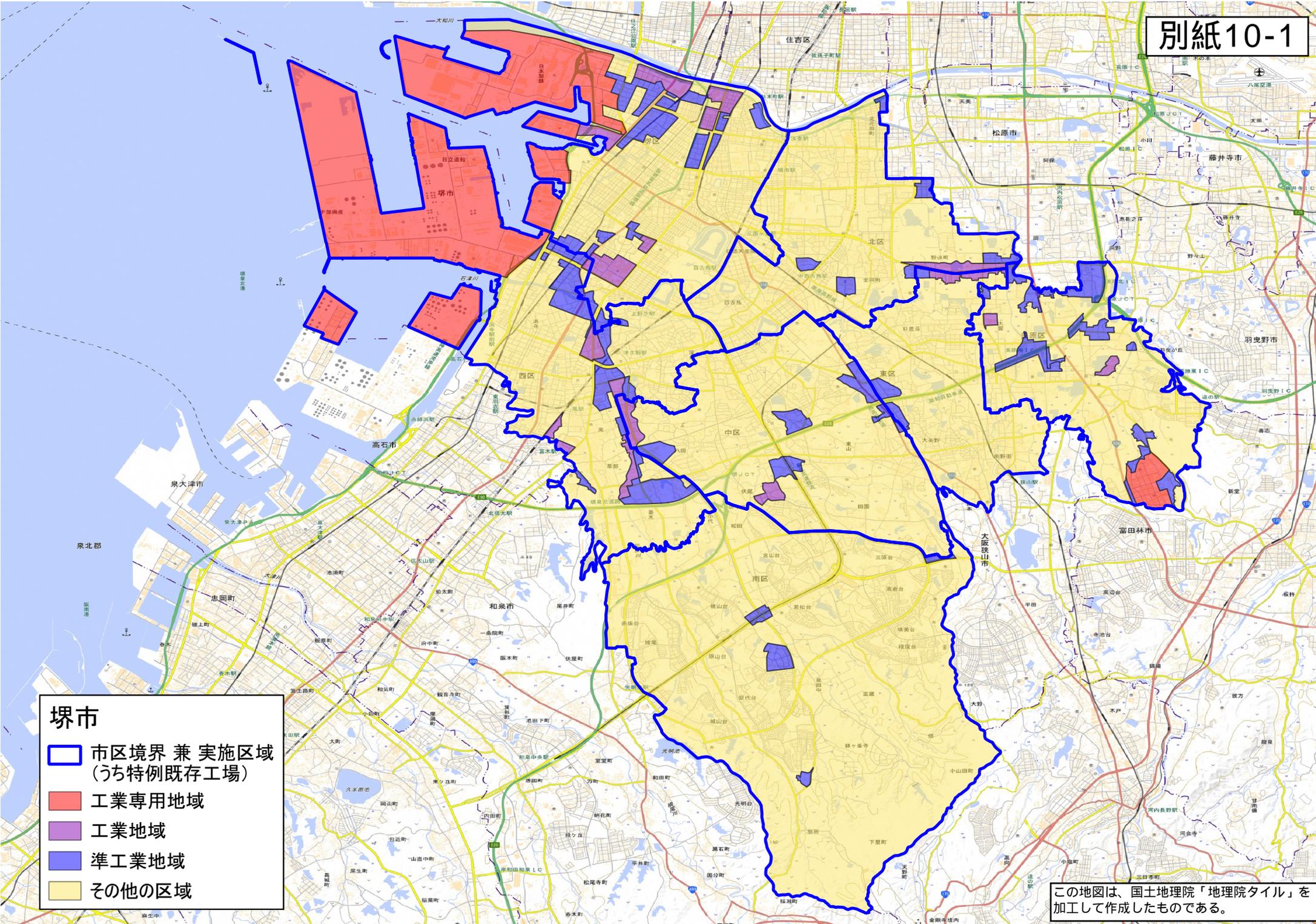
- ・沿道部分への緑地確保による見通しや眺望への配慮など、地域の緑地軸形成や景観づくりに協力する
- ・公道に隣接する緑地帯の地域住民への開放や、工場内敷地を利用した地域イベントの開催など、地域との関わりに配慮する
- ・植樹など緑地の維持管理を地域の人々と協働で実施する

○「環境への貢献」

- ・工場の新增設においては、創エネルギー、省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクルなど、環境問題への対策に率先して取り組む
- ・樹木の選定における地域の既存植生の保全・多様な花木の混植、多様な小動物の生息の場や潜在自然植生に配慮した緑地の形成など、生態系の保全に配慮する
- ・工場内にまとまりのある自然林を形成するなど、地域の緑地を増やし、ヒートアイランド化の軽減を図る

さらに事業実施にあたっては、本ガイドラインを改正してガイドラインで示す方針をSDGsの視点からも整理し、当該方針を踏まえた取組が企業のSDGs推進に資することを明確にして取組の動機付けを強化することで、企業の積極的な取組を促す。

また、本事業は老朽化が進む特例既存工場の建替え等を促進することを目的としており、建替え等が進むことで、エネルギー効率向上によるCO2削減効果や防災機能の向上等も期待できることから、本事業の推進は周辺環境との調和に資するものである。



- 堺市**
- 市区境界 兼 実施区域 (うち特例既存工場)
 - 工業専用地域
 - 工業地域
 - 準工業地域
 - その他の区域

この地図は、国土地理院「地理院タイル」を加工して作成したものである。

② 泉大津市

本市夕風町は、埋め立てにより新たに整備している区域であり、当該区域全域が準工業地域である。当該区域内において、工場又は事業場の新增設を促進し、産業の国際競争力の強化、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、工場等の改築、新增設に伴う緑地等に関して、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

ア) 事業実施区域

泉大津市夕風町（別紙 11-1 の区域）

イ) 既存準則に代えて適用しようとする準則の内容

規制緩和の範囲について、産業の国際競争力の強化等を目的に工場又は事業場の設備投資を促すためには、緑地等の設置にかかる事業者の負担を軽減し、企業の投資に最大限配慮することが望ましい。一方で、実施に際し配慮すべき生活環境との調和の観点から、緑地の維持について、事業者に一定の整備負担を求めることも必要である。以上の考えのもと、準工業地域である本区域において、工業専用地域、工業地域と同等の設備投資を促すため、緑地及び環境施設面積率については、工場立地法第 4 条の 2 第 1 項に規定する市町村準則で定めることができる範囲のうち、工業専用地域、工業地域における下限まで規制緩和を行う。また、重複緑地、建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入割合については、100 分の 100 まで認めることとする。

以上の点から、緑地面積率、環境施設面積率等を以下のとおりとする。

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	重複緑地、建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入割合
夕風町	100 分の 5 以上	100 分の 10 以上	100 分の 100 以下

ウ) 実施に際し配慮すべき生活環境との調和に関する事項

当該区域については、臨海部にて現在も埋め立てが進められており、竣功後は臨港地区となる区域である。埋め立てが完成した際の当該区域の総面積は約 202ha となり、土地利用計画による用途は、埠頭用地、港湾関連用地、交流厚生用地、工業用地、交通機能用地、緑地となっており、工業用地については約 34ha となる予定である。

上記のとおり本区域内には居住のための用地はなく、住居は存在しない。また、当該区域と住民の生活圏との間には、主要地方道である大阪府道 29 号大阪臨海線及び阪神高速 4 号湾岸線が通っており、十分な距離が確保されている。

加えて、当該区域の埋め立てが完成した際の総面積約 202ha に対し、35%の約 72ha が緑地として整備される計画であるため、当該区域全体における緑地率は十分に担保され、緑地機能の低下は少ない区域である。

以上の点から、当該区域の工場内の緑地面積率の下限を引き下げても、なお、生活環境との調和は保たれている。

泉大津市

市境界

実施区域(夕風町)



この地図は、国土地理院「地理院タイル」を加工して作成したものである。

新旧対照表

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(22) 略</p> <p><u>(23) 名称：国家戦略特別区域工場等新增設促進事業</u></p> <p><u>内容：工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例</u></p> <p><u>(国家戦略特別区域法第20条の2に規定する国家戦略特別区域工場等新增設促進事業)</u></p> <p><u>以下に掲げる市町村が、工場又は事業場の新增設の促進により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。</u></p> <p><u>① 堺市</u></p> <p><u>実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙10</u></p> <p><u>【令和4年度より実施】</u></p> <p><u>② 泉大津市</u></p> <p><u>実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙11</u></p> <p><u>【令和4年度より実施】</u></p>	<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(22) 略</p>

別紙 10

① 堺市

本市では、昭和 49 年 6 月 28 日以前に設置されている既存工場等の約 7 割が現在適用されている緑地面積率・環境施設面積率を満たしておらず、これらの既存工場等は、本市の全特定工場のうち約 4 割に達する。これら特例既存工場（※）には余剰地が少なく、現在適用されている緑地面積率・環境施設面積率では生産施設の新増設が困難であるが、産業の競争力強化や地域経済の活性化等のためには、生産施設の新増設を促進する必要がある。国家戦略特区制度の趣旨を踏まえ、産業の国際競争力の強化のため生産施設の新増設の促進を目的とし、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

※「特例既存工場」とは、昭和 49 年 6 月 28 日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（同日に設置されている工場又は設置のための工事が行われている工場であって、同日後に新たに特定工場に該当することとなったものを含む。）のうち、工場立地法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に定める緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を満たさないものをいう。

ア) 事業実施区域

市内全域（特例既存工場に限る）（別紙 10-1 の区域）

イ) 既存準則に代えて適用しようとする準則の内容

本事業は、老朽化が進む特例既存工場の建替え等を促進するため、特例既存工場を対象として、今後の建替え等の際に増やすべき緑地を緩和又は不要とする。

緑地面積率については、工業の用に供することが想定されている工業専用地域、工業地域及び準工業地域に属する特例既存工場に関しては、現行の工場立地法で認められている緑地面積率の下限に留める。

その他の区域に属する特例既存工場の緑地面積率については、現行の工場立地法で認められている緑地面積率の下限を下回るが、「堺市緑の保全と創出に関する条例」に基づき工場立地法規制対象外の事業所に課される最大の緑化義務と同率に設定し、周辺環境との調和に配慮する。

環境施設面積率については、以下のウに記載のとおり、「堺市緑の工場ガイドライン」に基づき緑地等の有効配置を通じて景観や眺望等を含めた周辺環境との調和に配慮を求めているため、事業実施区域のいずれの区域においても緑地面積率と同等とする。

以上の点から、緑地面積率、環境施設面積率を以下のとおりとする。

別紙 10

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の工業専用地域・工業地域に属する特例既存工場	100分の5以上	100分の5以上
都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域に属する特例既存工場	100分の10以上	100分の10以上
その他の区域に属する特例既存工場	100分の15以上	100分の15以上

ウ) 実施に際し配慮すべき生活環境との調和に関する事項

本市では、平成18年の「堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」施行と同時に、「緑地等の有効配置」、「地域社会への貢献」、「環境への貢献」の3つの視点から、本条例に基づき、より質の高い緑地形成の方針を示す「堺市緑の工場ガイドライン」を策定しており、本ガイドラインに基づく下記の方針を踏まえた取組を企業に働きかけることで、緑地面積率緩和による緑地機能の低下を防ぐ等、周辺環境との調和に配慮することを求めている。

○「緑地等の有効配置」

- ・緑地を工場敷地周囲へ配置することで、災害時の被害の広がりを防止し、建物等がもたらす心理的圧迫感を低減する
- ・低・中・高木を適切に配置し、緑視率や緑積を大きくすることで緑のボリュームを確保し、物理的・心理的緩衝効果を高める
- ・建物や工作物等との調和や就業環境の向上に配慮した緑地の整備を行い、工場内にゆとりとうるおいを形成する
- ・緑地が荒廃しないよう、長期的な視野に立った継続的な維持管理計画を策定し、実行可能な体制づくりに努める

○「地域社会への貢献」

- ・沿道部分への緑地確保による見通しや眺望への配慮など、地域の緑地軸形成や景観づくりに協力する
- ・公道に隣接する緑地帯の地域住民への開放や、工場内敷地を利用した地域イベントの開催など、地域との関わりに配慮する
- ・植樹など緑地の維持管理を地域の人々と協働で実施する

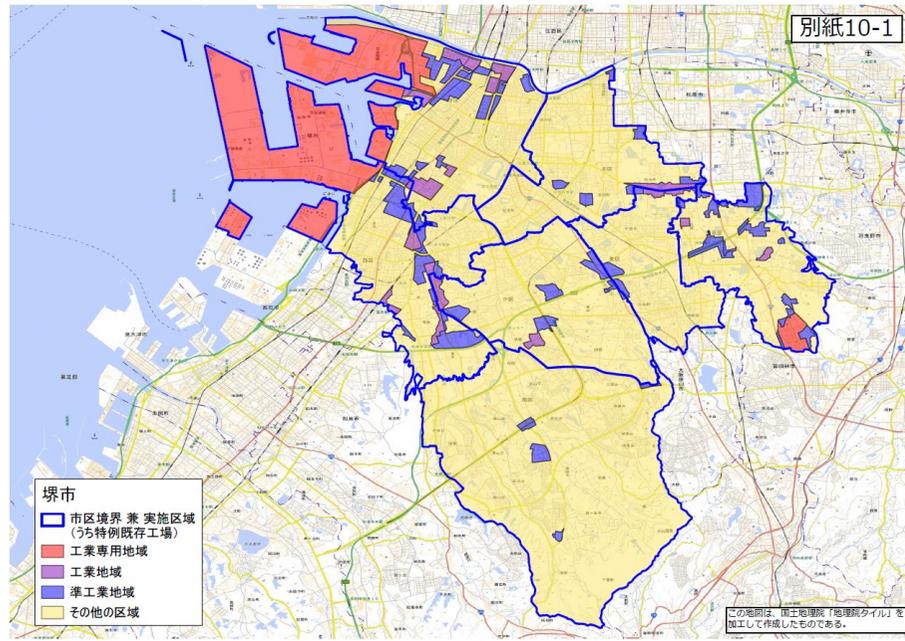
○「環境への貢献」

- ・工場の新増設においては、創エネルギー、省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクルなど、環境問題への対策に率先して取り組む
- ・樹木の選定における地域の既存植生の保全・多様な花木の混植、多様な小動物の生息の場や潜在自然植生に配慮した緑地の形成など、生態系の保全に配慮する
- ・工場内にまとまりのある自然林を形成するなど、地域の緑地を増やし、ヒートアイランド化の軽減を図る

別紙 10

さらに事業実施にあたっては、本ガイドラインを改正してガイドラインで示す方針をSDGsの視点からも整理し、当該方針を踏まえた取組が企業のSDGs推進に資することを明確にして取組の動機付けを強化することで、企業の積極的な取組を促す。

また、本事業は老朽化が進む特例既存工場の建替え等を促進することを目的としており、建替え等が進むことで、エネルギー効率向上によるCO2削減効果や防災機能の向上等も期待できることから、本事業の推進は周辺環境との調和に資するものである。



② 泉大津市

本市夕風町は、埋め立てにより新たに整備している区域であり、当該区域全域が準工業地域である。当該区域内において、工場又は事業場の新增設を促進し、産業の国際競争力の強化、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、工場等の改築、新增設に伴う緑地等に関して、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

ア) 事業実施区域

泉大津市夕風町（別紙 11-1 の区域）

イ) 既存準則に代えて適用しようとする準則の内容

規制緩和の範囲について、産業の国際競争力の強化等を目的に工場又は事業場の設備投資を促すためには、緑地等の設置にかかる事業者の負担を軽減し、企業の投資に最大限配慮することが望ましい。一方で、実施に際し配慮すべき生活環境との調和の観点から、緑地の維持について、事業者に一定の整備負担を求めることも必要である。以上の考えのもと、準工業地域である本区域において、工業専用地域、工業地域と同等の設備投資を促すため、緑地及び環境施設面積率については、工場立地法第 4 条の 2 第 1 項に規定する市町村準則で定めることができる範囲のうち、工業専用地域、工業地域における下限まで規制緩和を行う。また、重複緑地、建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入割合については、100 分の 100 まで認めることとする。

以上の点から、緑地面積率、環境施設面積率等を以下のとおりとする。

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	重複緑地、建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入割合
夕風町	100 分の 5 以上	100 分の 10 以上	100 分の 100 以下

ウ) 実施に際し配慮すべき生活環境との調和に関する事項

当該区域については、臨海部にて現在も埋め立てが進められており、竣功後は臨港地区となる区域である。埋め立てが完成した際の当該区域の総面積は約 202ha となり、土地利用計画による用途は、埠頭用地、港湾関連用地、交流厚生用地、工業用地、交通機能用地、緑地となっており、工業用地については約 34ha となる予定である。

上記のとおり本区域内には居住のための用地はなく、住居は存在しない。また、当該区域と住民の生活圏の間には、主要地方道である大阪府道 29 号大阪臨海線及び阪神高速 4 号湾岸線が通っており、十分な距離が確保されている。

加えて、当該区域の埋め立てが完成した際の総面積約 202ha に対し、35%の約 72ha が緑地として整備される計画であるため、当該区域全体における緑地率は十分に担保され、緑地機能の低下は少ない区域である。

別紙 11

以上の点から、当該区域の工場内の緑地面積率の下限を引き下げても、なお、生活環境との調和は保たれている。

